

議案第二号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）の
一部を次のように改正する。

第九条の四の次に次の一条を加える。

（超勤代休時間）

第九条の五 任命権者は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）第十九条第五項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第三条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第十二条第一項において「勤務日等」という。）のうち次条に規定する休日（第十一条の規定により割り振られた日を含む。）及び第十二条第一項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十二条第一項中「第三条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（」を「勤務日等（第九条の五第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「ときは、」の下に「勤務時間条例第九条の五第一項に規定する超勤代休時間及び」を加える。

第十九条に次の二項を加える。

6 勤務時間条例第九条の五第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額

の超過勤務手当を支給することを要しない。

一 前項第一号に掲げる時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第二項に規定する規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合

二 前項第二号に掲げる時間 百分の五十から第三項に規定する規則で定める割合を減じた割合

7 第四項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第二十三条中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改める。

（提案理由）

超勤代休時間制度を導入する等の必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(超勤代休時間)</p> <p>第九条の五 任命権者は、杉並区職員の給与に関する条例(昭和五十年杉並区条例第九号)第十九条第五項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第三条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日(第十二条第一項において「勤務日等」という。)のうち次条に規定する休日(第十条の規定により割り振られた日を含む</p>	

む。) 及び第十二条第一項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 | 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第十二条 任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日 (以下この条において「代休日」という。) として、勤務日等 (第九条の五第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等、 休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。) を指定することができる。

2
略

(休日の代休日)

第十二条 任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日 (以下この条において「代休日」という。) として、第三条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日 (休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。) を指定することができる。

2
略

附則第二項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例

（給与の減額）

第十八条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第九条の五第一項に規定する超勤代
休時間及び休日（勤務時間条例第十条及び
第十一条の規定による休日並びに勤務時間
条例第十二条第一項の規定により指定され
た代休日をいう。以下同じ。）である場
合、勤務時間条例第十三条から第十五条ま
でに規定する年次有給休暇、病気休暇（規
則で定める日数を限度とする。）及び特別
休暇（生理休暇にあつては、規則で定める
日数を限度とする。）を承認され勤務しな
かつた場合並びにその勤務しないこと及び
給与の減額を免除することにつき任命権者
の承認があつた場合を除き、その勤務しな
い一時間につき、第二十三条に規定する勤

旧 条 例

（給与の減額）

第十八条 職員が勤務しないときは、
休日（勤務時間条例第十条及び
第十一条の規定による休日並びに勤務時間
条例第十二条第一項の規定により指定され
た代休日をいう。以下同じ。）である場
合、勤務時間条例第十三条から第十五条ま
でに規定する年次有給休暇、病気休暇（規
則で定める日数を限度とする。）及び特別
休暇（生理休暇にあつては、規則で定める
日数を限度とする。）を承認され勤務しな
かつた場合並びにその勤務しないこと及び
給与の減額を免除することにつき任命権者
の承認があつた場合を除き、その勤務しな
い一時間につき、第二十三条に規定する勤

務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(超過勤務手当)

第十九条 略

2 5 略

6 勤務時間条例第九条の五第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しな

務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(超過勤務手当)

第十九条 略

2 5 略

- い。
- 一 前項第一号に掲げる時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第二項に規定する規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合
- 二 前項第二号に掲げる時間 百分の五十分から第三項に規定する規則で定める割合を減じた割合
- 7 第四項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十三条 第十八条第一項、第十九条第一項、第三項、第五項及び第六項、第二十条並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

一及び二 略

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十三条 第十八条第一項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

一及び二 略